

## 平成23年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

平成23年5月26日瑞穂町教育委員会第5回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 森田 義男 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 岩本 隆 君 ・ 5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

3番 清水 浩昭 君

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 村野 香月 君 ・ 指導課長 黒羽 次夫 君  
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君  
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第25号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価有識者の委嘱について

日程第4 議案第26号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂第三小学校校

庭芝生化工事請負契約) について

- 日程第5 報告事項1 平成24年度使用中学校教科用図書採択について  
日程第6 報告事項2 スカイホール外壁補修等工事請負契約について

開会 午前10時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番森田委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 教育長の報告において、子ども見守り隊出陣式とありますが、子ども見守り隊とはどのようなものでしょうか。

岩本教育長 読売新聞の販売店が配達の間を利用して子どもを見守るというものです。配達用バイクで集まり、出陣式として実施しました。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3、議案第25号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価有識者

の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第25号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価有識者の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、次の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、石川則之、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。氏名、田中洋一、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 石川さんはどのような人ですか。

岩本教育長 前年度は青梅信用金庫瑞穂支店の支店長の井上氏を委嘱していましたが、人事異動の関係で後任の石川氏を委嘱します。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第25号を原案どおりに決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第25号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第4、議案第26号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂第三小学校校庭芝生化工事請負契約）、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第26号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂第三小学校校庭芝生化工事請負契約）、提案理由のご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長

説明します。恐れ入りますが、1枚おめくりください。町立瑞穂第三小学校校庭芝生化工事請負契約について、の議案を、平成23年6月議会に提出します。

契約内容ですが、1、契約の目的、町立瑞穂第三小学校校庭芝生化工事、2、契約の方法、指名競争入札による契約、3、契約金額、金1億143万円、4、契約の相手方、東京都西多摩郡瑞穂町長岡二丁目6番地4、株式会社ガイアートT・K多摩営業事務所所長、川淵尚です。

裏面をご覧ください。資料として、入札経過等を記載しています。この工事につきましては、児童の体力の向上やケガの減少、緑化によるヒートアイランド現象の抑制、児童・保護者・地域の方々による芝生の維持管理を通して地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、三小の校庭芝生化工事を行うものです。

恐れ入りますが、添付資料1をご覧ください。工事概要ですが、校庭芝生植栽基盤工事として、排水層（砂利層）の新設と土の入れ替えを行い、改良ノシバを張りつめます。

次に舗装工事ですが、校庭の西側部分は緑色ダスト舗装を新設します。南側部分は、既存の緑色スクリーニングスを再利用し舗装をします。北西側部分は、コンクリート舗装を新設します。

次に倉庫建築工事ですが、芝生の維持管理のための備品や消耗品置場として、校庭の南西部分に47.04㎡のコンクリート基礎の鉄骨造りの倉庫を新築します。

次に貯水槽・給水管・散水栓設置工事ですが、100トンの貯水槽を新設し、14台のスプリンクラーを新設します。井戸掘削工事では、深さ10mの井戸を掘り、ポンプを設置します。

次に校庭のほぼ中央の西側にある大桜の養生ですが、木の保護・育成のため、客土を行い植栽し、ロープ柵を設置します。遊具等移設工事では、鉄棒、雲梯、登り棒の移設、樹木の移植を行います。その他工事として、校舎北側にあります焼却炉を撤去します。

次に添付資料2をご覧ください。芝生化する箇所の植栽基盤では、校庭の土を現況から約30cm取り除きます。一番下の部分10cmに単粒度砕石（7号）の路盤を作り、透水シートを敷きます。次に10cmの植栽基盤層Bとして、芝生用耐圧基盤土を敷き、その上に10cmの植栽基盤層Aとして、砂と土等をミックスしたものを敷きます。最後に、改良ノシバを敷きつめます。

校庭西側部分の緑色ダスト舗装の路盤の構成と校庭南側部分の既存土を再利用する緑色ダスト舗装の路盤の構成は図面記載のとおりです。倉庫については、9.6m×4.9mの大きさで、正面はシャッター開きにします。

次に添付資料3をご覧ください。散水設備の関係ですが、校舎屋上に降った雨を、集水管を通して貯水槽にためます。また、たまった雨水が不足した場合に地下水が使用できるよう井戸を新設します。そして、14台のスプリンクラーで校庭全面に散水できるようにします。

最後に芝生化した箇所にはポイント（目印のこと）を設置します。直線100mのトラック及び45m×68mの少年サッカーコートイメージ図になります。

工期につきましては、契約確定の日の翌日から平成23年10月11日までです。

以上説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 3点お伺いいたします。1点目、改良ノシバとはどのようなものでしょうか。2点目、工期は10月11日までとしていますが、使用はいつからできるのでしょうか。また、子どもたちの運動はどのようにするのでしょうか。3点目、資料3にイメージ図がありますが、コート等の目印として、線あるいはタイル等を置くのでしょうか、あるいは常時ラインは引かれた状態でしょうか。

教育課長 1点目につきましては、既存のノシバを改良したもので、より育成がよく、維持管理しやすい、校庭芝生化に適した種類で、都内の他校でも実績のあるものです。2点目につきましては、10月12日以降は使用可能と考

えています。6月中旬から工事を開始する予定です。そのため、この期間は校庭の使用はできません。ただし、この時期は、授業はプールが中心となりますし、天候等により水泳指導ができない場合は、体育館を使用することになります。また、学校のクラブ活動ですが、近隣の公園を使用したいと学校からの要望があり、担当課と調整を図る予定です。なお、サッカー団体には他の公共施設を利用してもらう予定です。3点目につきましては、グラウンドにポイントを落とします。大きさとしましては、5cmから15cm程度です。資料はあくまでもイメージで、実際にはラインは引かれていない状況です。運動会等でラインを引く場合は、芝生専用のペイントを使用することになります。

森田委員 改良ノシバは、種ではなく、芝生を植えるということによいのでしょうか。また、校庭芝生化後の芝生の維持管理について、PTAには理解をしてもらっているのでしょうか。

教育課長 約1m×10mのロール状にした芝生を搬入する予定です。それを校庭に敷き詰めていく工法です。また、維持管理につきましては、平成22年度中に校長・副校長、PTA、校庭利用団体及び地元町内会の代表の方々に組織する検討委員会において、維持管理手法についても検討してきました。

戸田委員 3点お伺いいたします。1点目、4ヶ月間校庭を使用できないのは大変だと思う。半分工事して、半分を使用できるようにするというふうにはできないのでしょうか。2点目、鉄棒や雲梯等の移設とありますが、工事中は使用できないということでしょうか。3点目、芝生の維持管理はどの程度の頻度で実施することになるのでしょうか。

教育課長 1点目につきましては、校庭が使用できないことは、学校にも理解してもらっています。全体的に校庭の土を30cm程度すくい上げます。また、芝生を張った後は1カ月程度の養生期間が必要となります。極力、早く工事が終わるようにということで、夏休み中心に進め最短の期間としました。2点目の遊具等につきましては、工事現場内になりますので、使用はできません。3点目につきましては、エアレーション等の専門的な維持管理につ

きましては、業者委託をする予定です。維持管理団体には、芝刈や雑草取りをお願いすることになります。散水は機械にて自動で行えます。校庭芝生化の先進市に視察に行きましたが、維持管理団体で実施する作業は、基本的に1時間以内としていました。また、児童は500人程度で、子どもが就学している間の6年間に1回は来てほしいというスタンスで行っていました。三小の場合ですと、同様な維持管理であれば、規模からすると6年間に2回程度であると思います。

大澤委員長 ほかにも質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第26号に対する討論を行います。  
各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第26号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第5、報告事項1、平成24年度使用中学校教科用図書の採択について、を議題とします。教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項1、平成24年度使用中学校教科用図書の採択について、ご報告を申し上げます。平成24年度使用中学校教科用図書を採択するにあたり、西多摩地区町村立中学校教科用図書採択協議会が設置されました。

なお、小学校については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、前年度と同一の教科用図書を採択するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 報告事項1、平成24年度使用中学校教科用図書の採択について、説明をします。今回、平成24年度に中学校で使用する教科用図書を採択する年度になりました。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条の規定に基づき、平成24年度使用中学校教

科用図書を西多摩地区として選定し、各町村の教育委員会が採択することになります。

西多摩郡の場合は、郡として地区採択をし、同一の教科用図書を使用することとなっていますので、3町1村の委員で構成された西多摩地区町村立中学校教科用図書採択協議会を設置し、別紙の要綱等に基づき採択事務を進めて参ります。

それでは、詳細についてご説明します。報告書を1枚おめくりください。平成24年度使用西多摩地区町村立中学校教科用図書採択協議会が4月27日に奥多摩町文化会館で開催されました。奥多摩町で開催されたのは、今回の採択の事務局が奥多摩町ということからです。資料は、当日配布されたものです。

報告書を2枚おめくりください。資料1ですが、採択協議会の委員名簿です。各町村の教育委員長及び教育長が委員になっています。

1枚おめくりください。資料2は、要綱です。この要綱に従って採択事務が進められます。2枚おめくりください。資料3は、細目です。1枚おめくりください。資料4-1, 4-2は、採択事務の流れです。2枚おめくりください。資料5-1, 5-2は報告の様式です。2名おめくりください。資料6は、東京都からの通知文です。資料7以降は、国からの通知文です。

教育委員の皆様には、教科用図書採択協議会からの報告を受けて、7月の瑞穂町教育委員会定例会で審議していただきます。以上で説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 2点お伺いいたします。資料4-1ですが、教科書は各町村で展示し、アンケート調査を行うのでしょうか。2点目、専門部会は各教科を代表する方の集まりでしょうか。

指導課長 1点目につきましては、教科書の展示会は奥多摩町の古里図書館で行い、アンケート用紙を設置します。2点目につきましては、調査委員会に調査依頼をし、調査委員会から部会へ調査依頼をするようになりまして、部会



長は、校長または副校長がなり、部員は、各町村の各教科の代表である主幹教諭・主任教諭・教諭のいずれか1名がなり、合計で4名になります。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづいて、日程第5、報告事項2、スカイホール外壁補修等工事請負契約について、を議題とします。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項2、スカイホール外壁補修等工事請負契約について、ご報告を申し上げます。平成23年第1回瑞穂町議会臨時会において、議案第39号として上程し、平成23年5月10日に議決を得たので報告するものです。契約内容ですが、1、契約の目的、スカイホール外壁補修等工事、2、契約の方法、指名競争入札による契約、3、契約金額、金1億1,235万円、4、契約の相手方、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波45番地、佐久間建設株式会社代表取締役、佐久間一三、工事概要等につきましては、添付資料に記載のとおりです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいりません。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 最低制限価格は設計金額の一定割合としていると思いますが、失格となった業者はあまりにも安すぎると思います。安い理由がわかりましたらお願いいたします。

社会教育課長 最低制限価格は予定価格の8割から3分の2で設定されています。入札業者より内訳書の提出がありましたが、分析は契約担当の管財課となります。

森田委員 最低制限価格は事前公表しているのでしょうか。

社会教育課長 していません。

戸田委員 スカイホールの使用制限はあるのでしょうか。

社会教育課長 ホールや会議室を使用しながら工事をするということになっています。建物の周りに足場を掛けますので、利用される方々にはご不便をお掛けしますが、制限は特にありません。

大澤委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項2を承認いたします。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成23年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時40分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員